

広島市立リハビリテーション病院等売店運営等業務仕様書

1 目的

広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設（以下「広島市立リハビリテーション病院等」という。）において、患者、施設利用者、職員その他来院者等（以下「患者等」という。）の利便性の向上を図ることを目的として売店運営等業務を行う。

2 業務内容

- (1) 売店の運営（売店商品の発注、調達、検収、保管、出納、記録、接客、販売等、売店の運営上必要な一切の行為を含む）
- (2) 売店・イトインコーナー及びこれらに付随する施設・設備等の清掃
- (3) イトインコーナーにおけるお茶等のサービス
- (4) その他売店等の運営に必要な事項

3 売店等の運営について

- (1) 営業開始日、営業日及び営業時間

ア 営業開始日

令和2年4月1日から営業すること。

イ 営業日

12月29日から翌年1月3日を除く毎日とする。

ウ 営業時間

(ア) 診療日

午前9時から午後6時までとする。

(イ) 休診日（土、日、祝日及び8月6日）

午前10時から午後2時までとする。

- (2) 従業員等

ア 売店運営等業務を適正かつ円滑に実施できるよう、常時必要な人員を配置すること。

なお、従業員については、頻繁な変更を行わないよう努めること。

イ 売店運営等業務の運営責任者を配置すること。

ウ 従業員には、病院内での売店であることの自覚を持たせ清潔感ある身なり（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい。）で業務にあたらせるとともに、患者等に対して癒しある接客対応をするよう指導すること。また、サービスの質を高める技術の向上、衛生管理、患者等サービスの改善等に関する教育研修及び接遇研修の実施に努めること。

エ 履行開始前までに、運営責任者及び従事者名簿（住所・氏名・生年月日・写真貼付）等を発注者に届出ること。

- (3) 取扱商品等

ア 発注者の要求水準を踏まえた取扱商品とすること。また、患者等のニーズにあったも

のを可能な限り豊富にそろえるとともに、発注者が要請する医療用品等についても提供すること。

なお、発注者が要請する医療用品等のうち、売店への常設が難しいものについては、発注者からの依頼に応じて取り寄せること。

※要求水準

区分	商品分類
1	弁当類（むすび等を含む。）
2	ドリンク類
3	パン類（菓子パン、サンドイッチ等を含む。）
4	インスタント食品類（カップラーメン等）
5	菓子類（ヨーグルト、プリン等を含む。）
6	アイス類
7	新聞類
8	雑貨類
9	日用品類
10	文具類
11	発注者が要請する医療用品等（医療用品、衛生用品、福祉用具、介護食品等）

イ 自動販売機の提案を行う場合は、清涼飲料水以外のものとする。

ウ 取扱商品は、医療機関及び障害者支援施設であることを認識したうえで十分配慮することとし、次の禁止事項を遵守すること。

(ア) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める販売禁止物は絶対に取扱ってはならない

(イ) 酒類、タバコ及び風紀紊乱のおそれのある書籍等を取り扱ってはならない。

エ 付加的なサービスについても積極的に取り入れること。

(4) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、出来るだけ安価に設定すること。

(5) 衛生管理等

ア 常に衛生に注意し、食品、環境衛生及び従業員の健康に責任をもって留意すること。

また、受注者の飲食類の提供に起因して食中毒又は赤痢等の伝染病が発生し、発注者に損害を与えたときは、誠意をもってその責に任ずるものとする。

イ 施設・備品を清潔に保つこと。売店等の清掃、消毒、害虫駆除等を適切に行うこと。

ウ 廃棄物の回収・処理については、受注者の負担により責任をもって行うこと。

エ 履行開始前までに、売店運営に必要な各種法令に基づく資格等が確認できる書類を提出すること。

4 その他売店運営等業務に係る遵守事項

- (1) 食品衛生法、労働関係法令、その他の関係法令のほか、国の通知等を遵守すること。
- (2) 売店の運営に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出等は、すべて受注者の負担において行うこと。
- (3) 取扱商品の搬入方法等については、発注者が指定する方法によること。
- (4) 売店の運営に係るクレーム、要望については、受注者が責任を持って適切に対応すること。
- (5) 常に光熱水費のコスト低減及び環境への負荷の低減に努めること。
- (6) 災害防止及び事故防止に努め、災害等が発生したときは、直ちに適切な措置をとること。
- (7) 業務上知り得た発注者の情報及び患者等に関する個人情報等を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 発注者との協議によって定めた事項については誠意を持って対応すること。

5 施設等の利用および維持管理

- (1) 発注者は、受注者に対し、業務実施上必要な施設及び「貸与器具備品リスト表(別添1)」の器具備品を無償貸与するものとする。
また、売店の施設整備区分は別添2のとおりとする。
- (2) 受注者は、前号により使用する施設及び器具備品を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。
- (3) 施設の損傷及び器具備品の故障等は、発注者の責めに帰すべき事由又は天災等やむ得ない事由を除き、受注者がその費用を負担する。

6 売上代金の帰属

売店運営による売上代金は、すべて受注者に帰属する。

7 経費の負担

業務の実施に要する経費の負担は、別添3「経費負担区分」のとおりとする。

8 実施計画書・実施報告書

- (1) 業務実施計画書の提出
実施計画書を契約締結後速やかに提出し、承認を受けること。
- (2) 実施報告書
実施報告書は、売店運営の収支報告書及び売店における日別の利用客数及び売上高報告書を翌月の25日までに提出すること。
- (3) 従業員名簿
住所・氏名を記載した従業員名簿を作成し、提出すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。